

## 資産課税 土地(商業地等)に係る固定資産税・都市計画税の負担調整措置

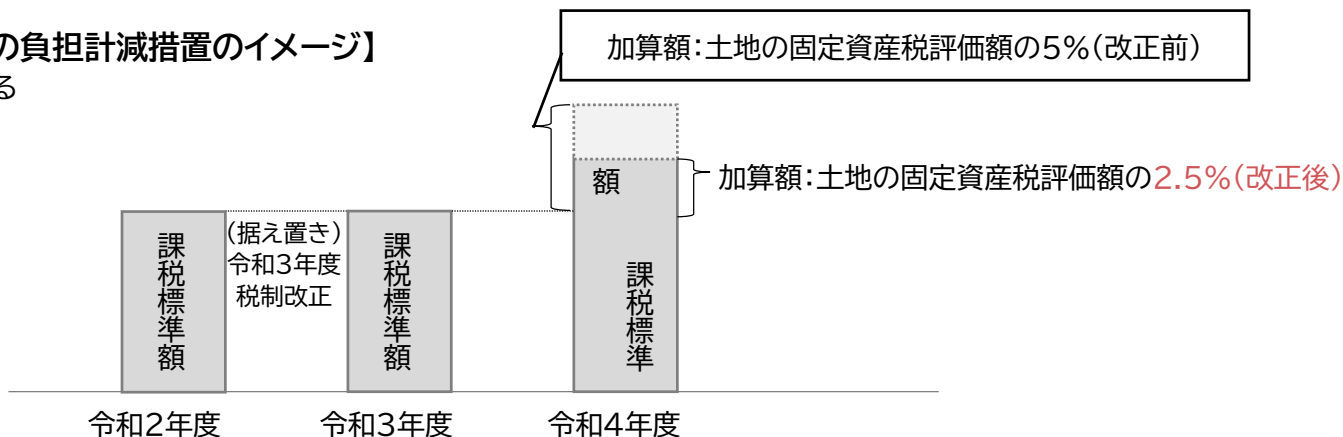
## 1. 改正の概要

負担水準(※)が60%未満である商業地等の令和4年度の固定資産税・都市計画税の課税標準額は、令和3年度の課税標準額に令和4年度の固定資産税評価額の2.5%(改正前:5%)を加算した金額とする。ただし、当該金額が令和4年度の固定資産税評価額の60%を上回る場合には、令和4年度の固定資産税評価額60%相当額とし、令和4年度の固定資産税評価額の20%を下回る場合には令和4年度の固定資産税評価額の20%相当額とする。

(※) 負担水準 = 前年度の課税標準額 / 当年度の固定資産税評価額

## 【固定資産税等の負担計減措置のイメージ】

※商業地等に限る



## 2. 適用時期

2022年度(令和4年度)に限る。

## 3. 実務上の留意点

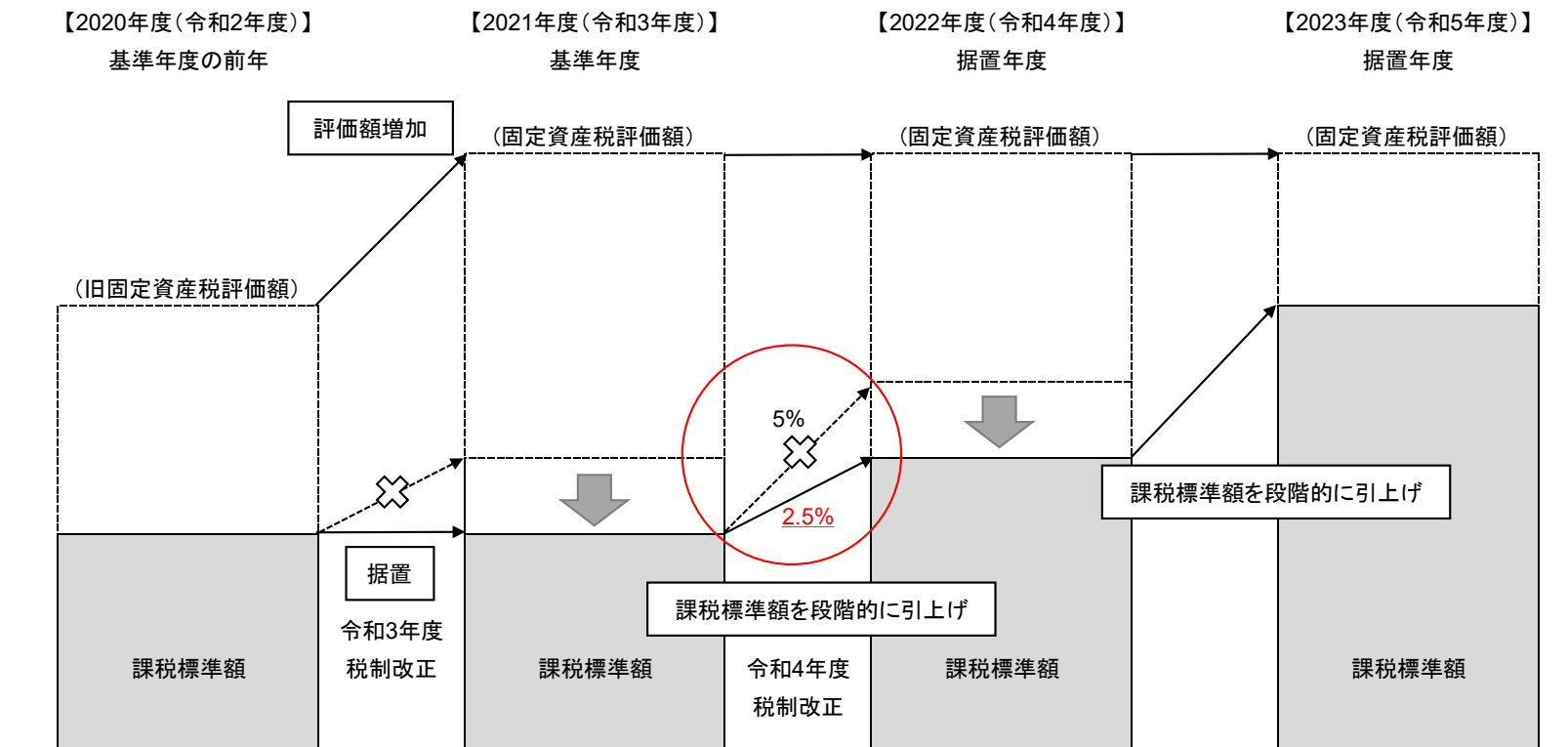
令和4年度の住宅用地、農地等の固定資産税・都市計画税の課税標準額は、通常どおり計算されることに留意する。

## 【参考】負担調整措置とは

固定資産税評価額が急激に増額した場合でも、税負担が急激に増えないように、税額計算の基となる課税標準額を徐々に増やす仕組みをいう。これにより税負担は段階的に引き上げられる。

## 【負担調整措置のイメージ図】

※商業地等に限る



本資料は、現在弊社が入手し得る資料及び情報に基づいて作成したのですが、弊社は、その資料及び情報に関する信憑性、正確さを独自に確認していません。本資料において一定の仮定を用いた試算を行っている場合、その試算結果は仮定に基づいた概算であるため、別途詳細な検討が必要です。本資料は貴社内での参考資料としてのご利用を目的として作成したものであり、他の目的で利用されること、本資料の貴社外でのご利用もしくは第三者への開示がなされることのないようお願い申し上げます。